

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する各党・各会派の意見の要点

主な論点(案)(5月17日全体会議において配付)	有識者会議報告書(R3.12.22)	自由民主党 安定的な皇位継承の在り方に関する所見(R6.4.26)	立憲民主党 論点整理(R6.3.12)	日本維新の会 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する意見書(R4.4.14)	公明党 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する意見書(R6.4.2)
1. 総論(検討方針について)					
<p>附帯決議が要請した「安定的な皇位継承を確保するための方策」の検討を今後の検討課題とし、まずは喫緊の課題である皇族数確保のための方策を講じることについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 附帯決議で示された課題は、皇位継承の問題と皇族数の減少の問題の二つ 皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題 	<ul style="list-style-type: none"> 歴代の天皇と皇統、皇室は、我が国の歴史、伝統、文化の礎 先人たちが連綿と守り続けてきた国柄を受け継ぎ、責任をもって次世代に引き渡してゆくことが、我が党の使命 制度の見直しの影響を受ける方々に対する十分な配慮が求められる。 皇位継承の問題とは切り離して速やかに皇族数確保のための方策を講じ、その先に安定的な皇位継承の道筋を見出していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 4つの視点からの議論が必要 1. 附帯決議の要請の遵守 2. 憲法適合性の検討 3. 立法府としての責務 4. 歴史と伝統の尊重 「皇族の方々の思い」も極めて重要な視点 有識者会議報告書は、附帯決議の要請に十分に応えているとは言えない。 「安定的な皇位継承を確保するための方策」を正面から検討し、一定の期限を区切って結論を示すことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的事実も含め、国民の皆様に対し正確な情報をお伝えして理解を醸成しつつ、今日まで紡がれてきた長い歴史と伝統を大切に、古来例外なく男系継承が維持されてきたことの重みを踏まえる。 皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であることは、各党・各会派で認識を共有できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 次の観点が重要 1. 国民の理解 2. 歴史と伝統の尊重 3. 皇族の方々の思い 〔※皇族の方々の思いをおもんばかるという意味〕 悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承は引き続き議論を深めてゆくべき(皇位継承資格と皇位継承順位は一体として議論すべき重い課題)。 皇族数の確保を図ることが急がれる課題
2. 皇族数確保のための第1案「女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持」について					
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な制度の検討を進めていくべき。 「宮家」という言葉は、独立して一家をなす皇族に対する呼称であり、法律に基づく制度ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族数確保のために必要 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者会議報告書では、「女性宮家の創設等」についての明確な結論を示していない。 (「女性宮家の創設等」の課題については)とりわけ緊急的な課題として議論を急ぐ必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇室の歴史と整合的であり、現実的なものであるという点で、高く評価 皇族の男系継承の伝統をなし崩し的に消滅させ、皇位継承資格を女系に拡大することにつながるとの懸念に十分留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべき。
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 子は皇位継承資格を持たないことが考えられる。 配偶者と子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続けるものとするのが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を有することなく、一般国民としての権利・義務を保持し続けることが適切 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子に皇族としての身分を付与する案(野田内閣「論点整理」I-A案)を含めた検討が必要 配偶者・子に皇族としての身分を付与しない案(野田内閣「論点整理」I-B案)は憲法上の諸課題(24条1項、14条1項など)が指摘されている。 		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を持たないとするのが適切 憲法24条1項の問題は生じない。
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度下で人生を過ごされてきたことに十分留意する必要 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の下で人生を過ごされてきたということに十分配慮すべき。 			<ul style="list-style-type: none"> 現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべき。
3. 皇族数確保のための第2案「皇統に属する男系男子を養子に迎えること」について					
<p>(1) その賛否について</p> <p>①憲法上の問題の有無について ②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について ③何らかの要件(皇室会議の議を経ることとする等)を設けるか否かについて ④何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子の方々に養子に入っていただくことも考えられる。 具体的な制度の検討を進めていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧11宮家の皇族男子の子孫である男系の男子を養子にすることは、皇族数確保、安定的皇位継承のため必要な方策 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法上の諸課題(14条1項など)をクリアにする必要がある。 現実的に養子の対象となり得る方がおられるのかを、その方の意思とともに慎重に確認した上で、制度設計の議論に移らなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に高く評価できる。 皇室の歴史と整合的かつ現実的でもあり、皇室典範の改正により安定的な法制度として実現すべき。 皇統に属する旧宮家から男系男子の養子を迎えるのは、ごく自然なこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧11宮家の子孫の方々との養子縁組が認められるべき。 憲法14条の問題は生じない。 皇室会議の議を経るなどの措置が必要 天皇陛下、上皇陛下、皇嗣殿下各ご夫妻は養子縁組できないとするのが適切
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承資格を持たないことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承資格を持たないとするのが適切 			<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承資格は持たないとするのが適切
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 縁組前に生まれた子は皇族とならないことも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 縁組後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切 			<ul style="list-style-type: none"> 縁組後に養子と婚姻した妻、縁組後に生まれた子は皇族となるとする。
4. 皇族数確保のための第3案「皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること」について					
(1) その賛否について		<ul style="list-style-type: none"> 皇族数確保、安定的皇位継承のための方策として考えられる。 皇族となられた方は、皇位継承資格を持たないとするのが適切 皇族となった後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとするのが適切 	<ul style="list-style-type: none"> 一般国民である対象者の同意も無しに基本的人権をはく奪することにつながり、第2案と比べてもさらに憲法上のハードルが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇室の歴史と整合的であり、現実的なものであるという点で、高く評価 	
(2) 現時点で結論を出すか否かについて	<ul style="list-style-type: none"> 第1案・第2案では十分な皇族数を確保することができない場合に検討する事柄と考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1案・第2案によって皇族数確保という目的を果たせなかった場合の方策 			

	日本共産党	国民民主党	れいわ新選組	教育無償化を実現する会	有志の会
	全体会議 (R6. 5. 17) における発言	皇族数の減少と皇位継承についての考え方 (R6. 3. 27)	全体会議 (R6. 5. 17) における発言	「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議報告についての考え (R6. 5. 14)	「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する意見書 (R6. 3. 12)
1. 総論 (検討方針について)					
	<ul style="list-style-type: none"> 天皇の制度の問題は、日本国憲法の条項と精神に基づいて議論すべき。 憲法の諸条項が天皇の制度を国民の全面的なコントロールの下に置くことを求めていることを基本に考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇統の歴史、文化的歴史的価値 憲法のもとで象徴天皇と皇族全員が果たしてこられた役割 GHQの意向により 11 宮家が皇室離脱を余儀なくされた経緯、旧宮家の現況等を踏まえて検討 	<ul style="list-style-type: none"> このテーマをほかの議題よりも優先して今国会で議論すべき理由が見出せない。 静かな環境で議論を行うのであれば、今はその時期ではない。 行政府が、議論を、有識者会議だけではなく、主権者である国民の幅広い議論に委ねる努力を真摯に行ったのか、疑問が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者会議報告は、わが国皇室の歴史と伝統に整合的であり、かつ、現実的な方策が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 立法府の役割は、安定的に皇位継承がなされるよう、「枠組み」を作ること 皇室の歴史において先例のないことを可能とする枠組みを作ることには、極めて慎重であるべき。 皇室の先例を議論する場合は、立法府は悠久の歴史の中で直近の民意を受けているに過ぎないことに強く留意すべき。 皇室についての「べき論」を行ってはならない。 立法府の議論は皇室の選択肢を増やすために行うもの
附帯決議が要請した「安定的な皇位継承を確保するための方策」の検討を今後の検討課題とし、まずは喫緊の課題である皇族数確保のための方策を講じることについて	<ul style="list-style-type: none"> 憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はない。 女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らして合理性を持つ。女系天皇も同じ理由から認められるべき。 附帯決議に基づいて、女性宮家、女性天皇、女系天皇についても正面から検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族数の確保、安定的皇位継承の二つの課題に定める必要がある。 皇位の安定継承の具体化については、引き続き検討を深める必要がある。 男系を原則とし、男系の女性天皇も可能だと考えるが、悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしないのは、報告書の考えのとおり。 		<ul style="list-style-type: none"> 皇族数の確保をはかることが喫緊の課題であることを強く認識 	<ul style="list-style-type: none"> 悠仁親王殿下までの皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないという考え方は、妥当
2. 皇族数確保のための第1案「女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持」について					
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 附帯決議が女性宮家の創設等についても検討を行うことを求めていたにもかかわらず、有識者会議の報告は、男系男子による継承を不動の原則としている。 女性宮家も正面から検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 早急に制度の具体化を進めるべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 具体的制度化を速やかに進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 妥当 皇室典範の具体的な改正案の策定にとりかかるべき。
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族の身分を有せず、一般国民としての権利義務を保持し続けることが適当 		<ul style="list-style-type: none"> 配偶者と子においても皇族の身分を有することにすることも検討すべき。 皇位継承資格は男系男子を基本とする観点から、配偶者と子は皇位継承権を有しないものとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、原則として皇族としての身分を有するべきではない。
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について					
3. 皇族数確保のための第2案「皇統に属する男系男子を養子に迎えること」について					
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> この提案は、事実上、女性天皇を否定するもの 到底、国民の理解は得られない。 旧皇族の子孫から国民の権利を奪うことなど、憲法に照らして重大な問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 早急に制度の具体化を進めるべき。 対象を旧 11 宮家に限定してよいのか、または、それ以外の男系男子も対象とするのかについて、整理が必要 		<ul style="list-style-type: none"> 具体的制度化を速やかに進めるべき。 受け入れる宮家のご意思・ご意向が最大限に尊重されることが重要 	<ul style="list-style-type: none"> 限定的に認めるべき。 具体的には、内親王・女王の配偶者となる場合が考えられる。この場合、当該内親王・女王が皇位継承資格を持つかどうかの検討が必要。 皇室典範の具体的な改正案の策定にとりかかるべき。
①憲法上の問題の有無について ②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について ③何らかの要件(皇室会議の議を経ることにする等)を設けるか否かについて ④何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて					
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について		<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承資格を持たないことが適切 			
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について		<ul style="list-style-type: none"> 縁組後に生まれた男子は皇位継承資格を有するものとすることが適切 			
4. 皇族数確保のための第3案「皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること」について					
(1) その賛否について					<ul style="list-style-type: none"> 憲法との関係など整理すべき様々な難しい問題がある。
(2) 現時点で結論を出すか否かについて		<ul style="list-style-type: none"> 第1案・第2案では十分な皇族数を確保することができない場合に備えて、併せて検討しておくべき。 			<ul style="list-style-type: none"> 皇統が途絶える危機にある時などの非常時の方策であり、現時点で結論を出すべき事柄ではない。

	社会民主党	沖縄の風	NHK から国民を守る党	参政党
	皇位継承問題について (2024. 5. 17)	全体会議 (R6. 5. 17) における発言	「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果」に対する意見書 (R6. 5. 17)	安定的な皇位継承の在り方についての考え方 (R6. 5. 17)・全体会議 (R6. 5. 17) における発言
1. 総論 (検討方針について)				
	<ul style="list-style-type: none"> 天皇制は、宗教的要素の強い宮中祭祀などの私的行為と国事行為を区分けして、政治利用や元首化につながらないよう、憲法が定める範囲で厳格に運営すべき。 天皇制は、国民主権の原則の下で、主権者である国民の総意に基づいて運用されることが大前提であり、制度の維持を自己目的とした制度いじりは疑問 	<ul style="list-style-type: none"> 象徴天皇制が安定的に継続するために、女性・女系天皇を容認し、女性宮家の制度創設に向け議論すべき。 立法府における検討が有識者会議報告の三つの方策に事実上拘束され、その方策に対する意見聴取にとどまるものであれば、国民の理解と支持を得ることは困難 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の意思を最大限尊重すべき。 皇位の男系継承という伝統を守っていくべき。 皇室の伝統において優先されるのは「直系」よりも「男系」 	<ul style="list-style-type: none"> 次の3点を重要視 <ol style="list-style-type: none"> 歴史と伝統を尊重すること 皇位継承に関しては男系男子を基本として議論を進めること 立法府として意見をとりまとめる際には、皇室の皆様の思いを酌んで、そこに選択肢を増やす形で行うこと
附帯決議が要請した「安定的な皇位継承を確保するための方策」の検討を今後の検討課題とし、まずは喫緊の課題である皇族数確保のための方策を講じることについて	<ul style="list-style-type: none"> 天皇の皇位継承を「男系男子」に限る合理的な理由はなく、女性が皇位を継承すること自体を制限すべきではない。 女性の皇位継承を認めれば、皇位継承をめぐる懸念も払拭 	<ul style="list-style-type: none"> 女性・女系天皇の容認、女性宮家の制度創設を可能にする議題を設定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来は秋篠宮皇嗣殿下へ、更には悠仁親王殿下へ皇位を継承していくことが天皇陛下の大御心と解釈 	<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承に関し、宮家や皇族数の減少という課題に直面
2. 皇族数確保のための第1案「女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持」について				
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 男性皇族と女性皇族の扱いに差があることに合理的な理由はなく、皇族のあり方を見直す中で第1案や女性宮家を創設すること自体は否定しない。 皇族費の増大につながる面があり慎重に検討すべき課題 	<ul style="list-style-type: none"> 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 憲法 14 条の問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 条件付き賛成。必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただく。 「女性宮家」が必要であるならば、皇室の「先例」に従って進めていただく。 	<ul style="list-style-type: none"> 皇族数の確保という観点では認めてよい。
(2) 配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族としての身分を有しない方がよいが、男性皇族と婚姻した女性は皇族となることとの整合性、14条1項との整合性についての合理的な説明は可能なのか。 		<ul style="list-style-type: none"> 民間人男性が皇族になることが出来ない理由は明確に存在するため、男性差別ではなく合理的区別であると理解 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・子は、皇族としての身分を有するべきではない。
(3) 現在の内親王・女王殿下の処遇について				
3. 皇族数確保のための第2案「皇統に属する男系男子を養子に迎えること」について				
(1) その賛否について	<ul style="list-style-type: none"> 皇室典範(第9条)が養子を明確に禁じることとなった経緯を想起し、恣意的に運用される危険や皇室が肥大化し費用も増えることは明らかであり、反対 「女性差別撤廃条約」、憲法 14 条、諸外国の制度を踏まえ、男系男子に限ることに理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 憲法 14 条の問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成 可及的速やかに実行すべき。 「旧皇族の皇籍取得」は国民の理解を得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 進めていくべき。
①憲法上の問題の有無について ②実際の対象者の有無やその方々の意思の確認の必要性について ③何らかの要件(皇室会議の議を経ることとする等)を設けるか否かについて ④何らかの制限(天皇陛下等を養子縁組の対象としないこと等)を設けるか否かについて				
(2) 皇族となられた方の皇位継承資格について	<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承資格について、皇族となられた方には認めず、縁組後に生まれた子には認めるという考え方は、理解できない。 			<ul style="list-style-type: none"> 皇位継承資格を持つべきではない。
(3) 皇族となられた方の配偶者及び子の皇族の身分及び皇位継承資格について				<ul style="list-style-type: none"> 縁組後に生まれた男子には皇位継承資格を認めるべき。
4. 皇族数確保のための第3案「皇統に属する男系男子を法律により直接皇族とすること」について				
(1) その賛否について		<ul style="list-style-type: none"> 「女系・女性天皇の容認、女性宮家の創設」と大きく乖離 憲法 14 条の問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛成 「旧皇族の皇籍取得」は国民の理解を得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 進めていくべき。 皇族となられた方は、皇位継承資格を持つべきではない。 皇族となった後に生まれた男子には皇位継承資格を認めるべき。
(2) 現時点で結論を出すか否かについて			<ul style="list-style-type: none"> 可及的速やかに実行すべき。 	